

薬事委員会 WG 内規

(薬事委員会規程第 8 条の 2 に該当する)

- 1 薬事委員会 WG は、薬事委員から選出された 6 名の WG 委員によって組織する。なお、医師については内科系と外科系から各 1 名以上を選出する。
- 2 WG 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 薬事委員会 WG は、原則として毎月開催する。
- 4 薬事委員会 WG では、院外採用品目の採否および院内採用品目（緊急購入品目を含む）の運用等について審議する。
- 5 薬事委員会 WG は、WG 委員の過半数の出席をもって成立とする。議事は出席委員の全会一致をもって決定とする。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。